

## GCC統一商標法概要

ラシャ アル アルダー\*  
岸 本 力\*\*

**抄 録** 本稿では、GCC統一商標法（以下、GCC商標法という）及びその特徴の概要と分析を紹介する。同法の詳細について述べる前に、同法を俯瞰的に見るため、まずはGCCという組織を、その設立、目的、活動の成果に焦点を当てて概観する。また、同法の仕組みの更なる理解のため、加盟国別の商標関連法や規則についての背景にも言及する。これらの情報はGCC商標法の背景や歴史を理解することにも繋がるだろう。本稿では同法の主な特徴や部分的詳細に加え加盟国における同法実施に係る要件にも焦点を当てている。また、GCC商標法の特徴を論ずるにあたっては、加盟国の国内法における商標の取り扱いに加えて、GCC商標法によってもたらされた変化や進捗がわかるようにした。なかでも、同法がGCC諸国間横断的な法執行に向けた大きな試みになっていることに着目したい。

### 目 次

1. はじめに
2. GCCの概要
  2. 1 GCCの組織的機能：同憲章第6条より
  2. 2 GCCの目的：同憲章（特に第4条）より
  2. 3 GCCにおける経済分野の成果
3. GCCにおける知的財産権
  3. 1 特 許
  3. 2 商 標
4. GCC商標法の背景及び加盟国での運用
5. GCC商標法の主な特徴
  5. 1 商標の定義
  5. 2 多分類申請
  5. 3 著名商標
  5. 4 審 査
  5. 5 異議申立
  5. 6 商標の所有権
  5. 7 商標の保護
  5. 8 商標ライセンス
  5. 9 商標権のエンフォースメント
6. 手数料
7. おわりに

### 1. はじめに

最近、幾つかの湾岸協力理事会（GCC）加盟国（以下、加盟国という）がGCC商標法の実施を開始し（2015年以前～2016年の間）、同法及び同法が湾岸地域の商標関連実務に与える変化について多くの議論や考察がなされた。世界中の商標権者は、湾岸地域が地理的にユーラシアの中央に位置し、スムーズな物流環境を有する点で重要であることを認識している。とりわけ法的枠組みの変化は同地域における商標の保護やエンフォースメントに影響を及ぼすことから権利者からは特に高い関心が寄せられている。

### 2. GCCの概要

「湾岸協力理事会（GCC）」としても知られる「湾岸アラブ諸国のための協力会議」は、1981

\* ヨルダン国弁護士 ドバイ法務局顧問  
Rasha Al ARDAH

\*\* 外務省 元在ドバイ日本国総領事館専門調査員兼  
知的財産担当官 Riki KISHIMOTO

年に設立された。GCCはペルシア湾に面するアラブ首長国連邦 (UAE)、バーレーン王国、サウジアラビア王国、オマーン国、カタール、クウェートの6つの加盟国からなる (図1, 2参照)。GCC設立にあたり、加盟国間の約束事項を纏めたGCC憲章に全加盟国が署名を行った。また、加盟国は同年に署名した経済協定によって、域内の経済関係規則を定め、GCC自由貿易地域を設立した。なお、同経済協定は2001年に改正されている。



図1 GCCのロゴ



図2 GCC加盟国

## 2. 1 GCCの組織的機能：同憲章第6条より

- 最高理事会：GCCの最高権威で、各加盟国首脳によって構成される意思決定母体。同理事会はGCCのビジョンと目標を設定する。
- 閣僚理事会：全加盟国の外相によって構成され、政策決定や協力を推進するための提言、加盟国間の調整などの役割を担う。同理事会の決定は、提言の形で最高理事会に提出され、承認が求められる。
- 事務局：GCCの行政執行機関。同局の権限のもとで意思決定が行われ、最高理事会と閣僚理事会により承認された決定を執行する。また、同局は加盟国間の協力や調整及び共通施策の策定に関する研究の取りまとめも行う<sup>1)</sup>。

## 2. 2 GCCの目的：同憲章(特に第4条)より

- GCC統一のための、諸分野における加盟国間の調整、統合及び連携。
- 諸分野における人材のつながり、連携及び協力の深化と強化。
- 以下を含む諸分野における共通した規則の策定。経済、財務、商業、税関、貿易、教育、文化、社会、保健、メディア、観光、及び立法、行政。
- 鉱工業、農業、水及び動物資源分野における科学及び技術の促進。科学研究センター設立や、ジョイント・ベンチャーその他加盟国民の利益となる民間部門による協力の奨励。

1981年の設立以来、GCCは上記に挙げた事項に加え、経済、人道・環境、政治・安全、法律・司法協力その他を含む諸分野においても、多くの目標を達成し、大きな進展を遂げている。また、経済的側面は、GCCの重要な目的のひとつ

に挙げられる。GCCは加盟国間で、農業、交通、通信、エネルギー、計画、統計及び発展、貿易、財政・経済協力の分野における協力を確立している。

## 2. 3 GCCにおける経済分野の成果

経済分野における主な成果は下記のように要約できるが、国民の利益を追求した結果、投資及び貿易の改善に繋がっている。

### - 税関同盟

貿易における加盟国間協力は、物品の関税障壁の排除、免税、無差別待遇、輸出入政策の調整や団体交渉手続きの整備を目的としたものである。また、自由貿易地区が1983年に設立され、2003年に税関同盟に形を変えた。税関同盟はまだ完全な状態ではないが、同盟設立の完了に向けて、2012年に税関収入の分配方法、地方官吏の保護、税関業務標準化等に関する取組を開始している<sup>2)</sup>。

### - 共通通貨及び金融同盟

共通通貨及び金融同盟の整備は、1981年に署名された経済協定（2001年改正）同様、GCC憲章に記載されている目標でもあり、特に金融同盟は加盟国間の経済統合政策の結びとして位置付けられ、加盟国を国際的に一つに統合された経済組織へと押し上げる役割を果たす<sup>3)</sup>。

GCC最高理事会は、その第29回会合において金融同盟協定と金融評議会法を承認した。これにより、金融同盟の法的及び組織的枠組みが整備され、金融評議会の目的や役割が明確化された。金融同盟協定の加盟国はバーレーン、サウジアラビア、カタール及びクウェートで、同協定は2010年に発効している。一方、オマーンとUAEは同協定に未署名で、両国とも共通通貨を採用しないと表明しているものの、交渉は依然継続中である<sup>4)</sup>。

### - 貿易分野の協力<sup>5)</sup>

GCCにおける貿易協力分野の諸成果は以下の

とおり。

- ・GCC国民は、加盟国間で小売及び卸売に関する貿易業に従事することができ、対等に扱われる<sup>6)</sup>。
  - ・GCC内の組織や生産工場は、いずれの加盟国<sup>7)</sup>においても販売代理事務所を開設することができる。また、進出先における地元の代理人を介すことなく、いずれの加盟国との間とでも自国製品の輸出入ができる。
  - ・GCC商業仲裁センター及び関連法の整備<sup>8)</sup>。
  - ・GCC標準化機構（GSO<sup>9)</sup>）の設置。GSOはGCC製品基準の立案、承認、公布を行う。また、各種標準化ルールの統合及び加盟国内の標準化組織との協力・調整を経て適用も担う。
  - ・株式所有、会社及び関連規制撤廃等の分野における、全てのGCC国民の無差別待遇の適用<sup>10)</sup>。
  - ・GCC対外貿易政策を統合した、共通貿易政策文書の採用<sup>11)</sup>。
  - ・GCC商標法の採用<sup>12)</sup>。
  - ・湾岸諸国の会社は、加盟国内に支社を保有することができ、進出先における地元の会社と同等の扱いをうける<sup>13)</sup>。
- 工業分野における協力
- GCCではまた、工業分野においても多くの成果がある<sup>14)</sup>。
- ・加盟国における工業振興の統一戦略策定。同戦略は補完的な産業振興及びGDPや国家収入の面で、工業分野の貢献増大を目指したものの。
  - ・加盟国における自国工業製品の関税や等価効果を持つ手数料の免除。また、加盟国間における工業製品の物流を制限する多くの障害の除去。
  - ・GCCの投資家が、加盟国の銀行や工業発展ファンドからローンを借りられる。また、資格の点で投資先国の投資家と同等の扱い

を受ける。

- ・工業協力に係る法律や規則の制定。例えば、GCC国内における工業プロジェクトを調整・奨励する規則や、同じく工業組織に関する統一法、反ダンピング法や同暫定措置、GCCにおける統一特許システム等。

また、GCCとしての成果は、上記以外にも、農業、エネルギー、交通及び司法といった、本稿では取り上げていない分野にも及ぶ。

### 3. GCCにおける知的財産権

GCC内において知的財産権は加盟国間の協力が強化されるべきものとして、高い優先度が充てられ、注目されてきた分野である。2001年に改正された最新のGCC経済協定では、第20条において、加盟国が才能を伸ばしイノベーションを支援するためのプログラムを促進させること、知財分野で協力すること、イノベーターや発明者の権利を保護するための規則や手続を整備すること、他国、他地域及び国際機関と、同分野に関する政策の連携を図ることなどが謳われている。

知的財産権に関する加盟国間の協力は、主に特許と商標の二点に焦点が当てられ、GCCとして次のような成果に至っている。

#### 3. 1 特 許

知的財産協力分野におけるGCCの主な成果は、GCC特許庁の設立である。1992年にGCC最高理事会はGCC特許法を承認。1999年に同法は改正され、GCC特許法の執行規約が2000年に公表されているが、同法及び規約の更なる改正も検討中である。GCC特許庁は湾岸地域を管轄し、同地域内の全ての加盟国で特許権を有効にするための機関として1998年に設立された<sup>15)</sup>。

#### 3. 2 商 標

商標は、特許同様にGCC諸国にとって重要な

知財分野と認識され、GCC設立の最初期段階から整備のための取り組みが行われていた。統一商標法案は、1987年という初期に起案されたものの、最近まで日の目を見ることはなく、GCCが同法の執行規約を承認し、加盟国が各国で同法を公布し始めたのは2015年から2016年にかけてであった。同法についての更なる詳細は次のセクションで言及する。

また、GCCは最近、加盟国における知的財産権の現状についての専門家による研究を行うことを決定し、同研究の進捗を管理する委員会を設立した<sup>16)</sup>。同研究の結果はまだ出ていない。

### 4. GCC商標法の背景及び加盟国での運用

各加盟国の商標関連の国内法は以下のとおり。

- バーレーン：商標に関する2006年政令第11号
- クウェート：1980年法令第68号、1987年改正法令第10号及び2001年改正法令第1号
- カタール：商標、商品名、地理的表示及び工業デザインに関する2002年法律第9号
- オマーン：工業所有権法（2008年国王勅令第67号により公布）
- サウジアラビア：商標法（イスラム暦1423年（西暦2002年8月7日）国王勅令第28のM/21号により公布）
- UAE：1992年の連邦商標法第37号及び2002年同法改正第8号

GCC商標法の目的は、最終的には上記の各加盟国における国内商標法に取って代わり、全加盟国における商標保護のための統一実施規則を作るということである。

GCC商標法は元々、GCC事務局によって提出され、GCC貿易協力委員会によって1987年に承認されたものである一方、加盟国によって参照

的に使用されるのみで、直接的な法的適用がない状態にある。2006年にGCC官報により公布された改正法は、依然検討中の条文があるため未実施だった。また2013年に追加修正が施されている。

2012年12月に開催されたGCC最高理事会第33回会合において、加盟国において、商業協力委員会が商標の実施規約（以下、実施規約という）を承認してから6ヶ月以内にGCC商標法を各国の国内法に適用することを求める決議がなされた。GCC商標法の52条には、商業協力委員会が実施規約の公布に責任を負っている旨が規定されている。

実施規約は、2015年12月のGCC第36回会合の中で公布され、事務局は加盟国に対して各国の官報で実施規約の公布と同規約の実施を公表することを要求した<sup>17)</sup>。加盟国においてGCC商標法を実施するためには、同法は各主権国家の政令や法律によって批准される必要があり、各加盟国の官報の公布によって発効することが求められた。これを受けて、各加盟国はGCC商標法及び同法実施規約を批准するための法律を公布した。各国別の現在の状況は以下のとおり。

- ・バーレーン：2014年2月17日付2014年法律第6号によりGCC商標法を批准。GCC商標法の条文は実施規約の公布から6ヶ月後に国内で発効するとした。2016年5月23日付2016年省令第65号が官報にて公布され、実施規約が承認された。よって、同国ではGCC商標法は現在発効済である。
- ・クウェート：2015年3月11日付2015年法律第13号によってGCC商標法を批准。その旨を知らせる官報の公布によって即発効した。また、同法によって商業法の中の商標に関する条項が抹消された。その後、2015年12月27日に、2015年省令第500号によって実施規約が公布され、GCC商標法は同国において現在発効済となっている。

- ・オマーン：関連の国内法は公布されていない。
- ・カタール：2007年法律第18号によってGCC商標法が批准された。その後2014年7月8日付2014年法律第7号によって撤回され、実施規約公布の6ヶ月後に同国において自動的に発効するとされた。同国では官報による実施規約の公布が依然行われておらず、GCC商標法は未発効である。
- ・サウジアラビア：2014年5月の国王勅令第M/51号によってGCC商標法及び同法実施規約が批准された。同勅令は2016年7月1日に公布され、2016年10月1日に発効した。
- ・UAE：2007年連邦令第52号によってGCC商標法が批准されたが、2013年の改正GCC商標法を反映させるための批准がなされていない。同国において、いつ改正GCC商標法及び同実施規約が公布又は批准されるのか依然不明である。

上記のとおり、本稿執筆時点でGCC商標法を事実上実施しているGCC加盟国は、バーレーン、クウェート、サウジアラビアの3カ国のみという状況である。

## 5. GCC商標法の主な特徴

GCC商標法は、幾つかの又は全てのGCC加盟国において現行法を修正し、GCC地域の商標登録や保護制度を改良し国際的なレベルに高めるための多くの条項を含んでいる。その主な特徴を以下に挙げる。

### 5. 1 商標の定義

GCC商標法第2条では、商標を次のように定義している。「名称、語句、著名、文字、シンボル、数字、タイトル、標章、絵柄、刻印、包装、あらゆる視覚要素、色彩又は色の組み合わせ、その他あらゆる記号や記号の集合のような明確な形式を有するもので、物品、製品、役務

等を区別するため、または役務に服することや物品又はサービスの検査管理を示すために使用又は使用される意図があるもの。音声や匂いも商標の一部として考慮される」

GCC商標法では、今までの商標にはない幾つかの態様、例えば単色、色の組み合わせ、音声、匂いなどを含んだ定義に拡大されている。UAEのように幾つかの加盟国では、音声等の今までになかった特定の商標は既に登録ができる状態にあったが、サウジアラビアなどの他の加盟国は同様の状態ではなかった。この定義の拡大によって、過去に進化してきたあらゆる形式の商標を取り込むかたちとなり、同地域の商標実務の総体的な発展を促すものとなった。全加盟国においてGCC商標法が実施されることによって、権利者にとって文字通り全加盟国内において、この拡大された定義に基づいた商標の登録を可能にすることを意味する。

さて、一方で、このような拡大された定義に基づく商標をどのように登録するのかについての詳細が明らかではなかったのだが、GCC商標法実施規約によって、その申請方法についての案内が示された。例えば、実施規約では、音声や匂いの商標を申請書の中でどのように記載すればよいのかを示している。

## 5. 2 多分類申請

全加盟国は、現在単一分類での申請制度を採用している（各申請は、ニース分類のうち一分類のみに限られる）。しかしながら、GCC商標法による実務では複数の分類を一度に申請することが可能となる。

実施規約の第2条によれば、一回の申請は一分類のみに限るとしているが、関連商標局が承認すれば、複数の分類に対応することが可能である。同条項は、この多分類申請には関連加盟国における商標局の承認が必要であることを示唆していることから、多分類申請を受け入れる

かどうかは、各商標局の判断に委ねられていることになる。しかしながら、どこの加盟国が多分類申請を採用しているのかわかると、どこの国の商標局が何に基づいて異なる分類に跨がる申請を承認するのか等は明らかになっていない。

多分類申請の採用は、加盟国における商標実務を大きく変えることになるだろう。特に、加盟国における商標保護は、かなり高額の手数料を伴うものだけに、費用対効果が見込める多分類申請は権利者から歓迎されるはずだ。ところが、今のところGCC商標法を実施済みの3カ国は、まだ多分類申請を導入しておらず、単一分類申請を続けている。

## 5. 3 著名商標

パリ条約と知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）における加盟国の義務によると、著名商標は各加盟国において保護が可能である。GCC商標法もまた、著名商標の保護を認め、その詳細を規定している。

GCC商標法第3条13及び14パラグラフでは、著名標章の再生産、模倣又は翻訳を構成する標章の登録を禁じている。この禁止事項は、消費者が同一の事業者由来する物品との誤解を招いたり、著名商標の権利者の利益を毀損してしまうような、非類似の物品やサービスに関する標章の登録も対象になっている。

GCC商標法における興味深い進展は、著名商標の決定に関して明確な基準が示されたことである。今まで、殆どの加盟国における一般実務は、加盟国内の上級裁判所によって前例が考慮され、商標が著名と考えられるかどうかの決定が裁判所に委ねられ、ケースバイケースで審査されていた。

GCC商標法第4条は、著名標章としての標章を申告するための基準を定めている。同基準はWIPO（世界知的所有権機関）の周知商標の保護規則に関する共同勧告（Joint Recommenda-

tion Concerning Provisions on the Protection of Well-Known Marks) に定められた基準と似ている。要約すると、著名標章として申告された標章は、商標所有者の市場における努力によって消費者がどの程度その標章を認識しているかが考慮される。すなわち、商標が登録され、使用されていた期間や範囲、その商標が何カ国において登録され、著名標章として認識されていたか、またその標章の価値及びそれが付された製品やサービスの販売にどのくらい寄与したかというようなことが考慮されるのである。

また、各加盟国は民法を採用しており、民法は各法の原典として裁判所が参照するため（因みに同地域の裁判所は判例主義ではない）、同法において著名商標の基準に関する明確な記載があることは、合理的な裁判手続きに向けた進展であるといえる。

## 5. 4 審 査

GCC商標法及び実施規約上の審査期間は、各加盟国の国内法により現在提供されているものとは相違があり、長くなったものもあれば、短くなったものもある。下記に幾つかの例を挙げる。

- GCC商標法実施規約第6条によれば、商標申請審査の期間は申請日から90日間である。これは、加盟国における商標申請手続きに要する期間に関し、実に前向きな進展となった。現行の実務では、審査に要する具体的な期間が定められておらず、同地域において多くの商標局で膨大な仕掛かり業務が発生していた。この進展は、バーレーン商標局において特に顕著で、GCC商標法の実施以降、長い間停滞していた多くの申請が処理された。

- 商標局が申請の審査をした後に要求を出した場合、その要求への回答は90日以内にされる必要がある。これは長期間に思えるが、申請者が商標局により求められる書類の準備や、何らかの条件を求められた場合にそれに応じるための

期間としては妥当であるといえよう。

- 申請が却下され、商標局の決定に不服がある場合は、反対委員会に対して60日以内に申し立てを行う必要がある。また、反対委員会の決定は、60日以内に裁判所に対して申し立てられる必要がある。

GCC商標の審査における、もうひとつの重要な進展は、申請対象の物品及び／又はサービスに関することである。GCC商標法第9条では、同じ分類の物品又はサービスは必ずしも類似性を示さなくてもよいことが規定されている。同様に、異なる分類の物品又はサービスは、必ずしも非類似である必要はない。

## 5. 5 異議申立

GCC商標法は、官報による公告後に商標申請に異議申立ができることを規定している。異議申立期間は公告日から60日以内である。現在、加盟国での異議申立期間は各国によって様々で、例えばUAEでは30日、サウジアラビアでは90日、クウェートでは60日である。異議申立に関する書類の準備を考慮した場合、60日という期間は、登録手続きを長引かせてしまうほど長くもなく、妥当な期間といえる。

異議申立に対する回答は、申立から60日以内になされる必要がある、さもなければ、出願は放棄されたものと見なされる。商標局は、当事者の主張を聞く場を設け、それから90日以内に決定を行わなくてはならない。重ねて述べるが、これは、商標局において遅滞なく審査決定をする義務を規定している点で、実に前向きな進展なのである。

GCC商標法による異議申立手続きのもうひとつの変化は、商標局による異議申立決定は、裁判所に直接上訴しなければならない点である。現在、殆どの加盟国における実務においては、異議申立における決定は関連省庁の中にある商標委員会に上訴することができるようになって

いる。

## 5. 6 商標の所有権

GCC商標法は、商標の所有権は、善意のもと登録を行い、5年間継続して異議申立を受けずにその商標を使用した者に与えられると規定している。

同法は先使用権を重要だと認めている。というのは、既に司法及び運用の前例が認められても、同法によって先使用権が確立されたことにはならない。同法第7条第2パラグラフによれば、最初に標章を使用した者が、後からそれを商標として登録した第3者に取り消しを求めることができる。ただし、その第3者が、標章の最初の使用者に明示又は黙示を問わず使用許可を得ていたことが立証できる場合を除く。

## 5. 7 商標の保護

GCC商標法第17条は、登録商標所有者はその標章を使用し、第3者による同一又は類似の物品やサービスに関連した標章も含めた、公共の場で誤認を招くような標章の使用を防ぐための、排他的権利を有することになると規定している。

また同法は、同一の物品やサービスにおいて登録商標と同じ標章が使用された場合、混同の可能性が疑われることに言及しているが、これは、その標章を使用することにより消費者の混同を招かないことを立証する責任を、商標権者から被告に負わせることを意味する。この進展により、単純なケースにおいては商標権者の対応が簡略化されたことになる。

## 5. 8 商標ライセンス

加盟国の各国内法の殆どは、商標ライセンスの商標登録簿への記録義務に関して不明確な状態であるが、基本的には商標ライセンスは書類によって認証され、商標登録簿に登録されなく

てはならない。ライセンスの登録がなければ、そのライセンスは第3者に対して対抗できないとみなされていた。

しかし、この制度はGCC商標法によって変わることになる。というのは、第31条には商標登録簿上にライセンスの記録は必要ないと明記されているからだ。商標登録簿上のライセンスに関する記録は任意であり、いずれにしてもその記載の有無がライセンスそのものに影響することはなくなる。

また、同法実施規約は、ライセンスのための一般的な要件（主にライセンス合意）は書面により認証され、アラビア語に翻訳される必要があること（原本がアラビア語でない場合）を規定している。

## 5. 9 商標権のエンフォースメント

GCC商標法の第5章は、商標権のエンフォースメントについて、次のようなことを規定している。

### (a) 国境対策

加盟国の国内商標法の殆どは、国境対策に関連する条文が何もなく、同対策は一般的に各国の税関法及びGCC統一税関法を根拠にしている。そんな中、GCC商標法には商標権行使による国境対策に関して詳細な規定がある。

同法第38条によれば、税関当局は侵害の疑義がある物品を、自発的又は商標権者からの申告によって、差し止める権限を持つ。しかしながら、税関当局による差止は、権利者が管轄裁判所に取締の申立を行うまでの一時的なものである。申立が差止から10日以内に行われない場合は、差し止められた物品はリリースされる。

このように裁判所に案件が委ねられるということは、税関当局は模倣品の差止に関する行政的決定を下すことができないということであろう。税関による取締は、各国税関法及びGCC統一税関法によるが、これらは依然有効であり、

GCC商標法は、この点において、それら税関法ひいては税関当局の権限を制限し得る特別法になっていると考えることもできるだろう。この変化は、行政取締が大抵の場合、コスト的にも時間的にも効率的ゆえに好まれることから、特に差止め数が少量の場合は、権利者には歓迎されないかもしれない。同変化は、過去にわたり税関当局が取締において機能してきたサウジアラビアとUAEに影響を与えることになるが、これらがどのように実施されるのかは依然不明であり、その評価は同法の完全な発効を経て実際に運用がされるまで待つことになるだろう。

また、GCC商標法は、登録商標に類似した標章や、消費者に対して混同を招くような、登録商標との区別が困難な標章を付した物品を含む模倣品について規定している。これは、現在の税関手続が同一商標を付した物品に制限していることから、前向きな進展である。

裁判所が差止めた物品を模倣品と判断すれば、その物品は廃棄又は非商業経路を通じて処理されることになる（廃棄が公共衛生や環境に悪影響を与えると判断される場合）。

この点において、税関当局は輸入、トランジット、輸出のいずれにおいても税関管轄区域に入って来た全ての製品に関する管理権限を有することから、GCC商標法において、税関当局の権限が拡大されたことを知っておくことは重要である。これは、トランジット物品に対する取締の可能性を規定しているという点において、大変重要な進展と言える。トランジット物品の取り扱い、幾つかの加盟国においては、権利者が高い関心を寄せている問題だ。

また、GCC商標法で規定されている国境対策に関する重要事項には、並行輸入品に関する問題があるが、基本的には、同法第39条では、権利者によって（又は権利者の同意のもとで）輸出され市場に入って来た物品は、税関当局による差し止めの対象外になっている。

#### (b) 暫定措置

GCC商標法は、侵害又は潜在的な侵害を避けるための暫定措置についても規定している。同法第40条により定められている暫定措置に関する規定の例を以下に挙げる。

- (i) 侵害疑義の内容や、侵害対象の物品、同物品に使用された又は使用されようとしていた素材、道具及び備品に関する詳細な記述を行う。
- (ii) 前項の記述や、侵害によってもたらされた収益への影響を勘案しつつ、物品の差し押さえを行う。
- (iii) 侵害疑義のある物品が販売経路に流入したり、輸出されたりすることを防ぐ（税関がリリースした直後に輸入された場合も含む）。
- (iv) 侵害の発生を止める又は予防する。

上記 (iv) は、侵害が発生することを止める又は予防するための差止ということだが、これは大変興味深い進展で、各加盟国の国内法では定められておらず、それらの国内法の総則においても一般的ではない。同措置の申立は運用中でのみ認められている。

#### (c) 損害

GCC商標法は、民事裁判所による損害賠償の認定について規定している。損害賠償は、全加盟国の国内法においても規定されているものの、GCC商標法により変わった点は、損害を構成する根拠の明示を求めるようになったことが挙げられる。同法第41条によれば、損害賠償は、侵害により発生した直接損害を補償するのに十分な額である必要があり、被告が得た利益も含めることができる。同法はまた、原告が定めた小売価格や、専門家により決定された合法基準等に沿って、侵害を受けた物品やサービスの価値を考慮した上で、裁判所が補償額を決定する必要があることを定めている。

また、第41条で規定している、裁判所が侵害

者に対して求めることができる権限として、侵害者が裁判所又は権利者に、侵害に関与した全ての人物や会社に関する情報及び、侵害物品及びサービスの製造及び販売経路に係る全ての人物を特定する情報等を提供する必要があることを定めている。これは特に重要な点で、裁判所から提供された情報の欠如が、同地域で権利者がエンフォースメントを進めていくにあたっての課題になっていることから、諸権利者にとっては関心の高い事項であろう。

#### (d) 罰則

全加盟国は国内法により商標権侵害を犯罪と規定しているが、残念ながら、その罰則は抑止になってこなかった。そんな状況がGCC商標法によって変わろうとしている。同法は各国の国内法と比べると、より厳しい罰則を規定している。

同法第42条は、商標権侵害に対して懲役及び罰金の上限を次のように規定している。

- 一般国民を誤認させる形で、登録商標を模倣した者、悪意を持って模倣商標を使用した者や、製品に模倣商標を付した者に対し、5,000～100万サウジアラビアリアル（約1,300～260,000米ドル）及び／又は1ヶ月から3年の懲役。
- 模倣品や、違法に付された商標が含まれる物品を故意に売った者に対し、1,000～100,000サウジアラビアリアル（約260～26,000米ドル）の罰金及び／又は1ヶ月から1年の懲役。
- 再犯者の場合、違反に対する上限の2倍を超えない刑罰。加えて、店舗の15日～6ヶ月に渡る閉鎖。

## 6. 手数料

加盟国の商標局は、他地域の商標局と比べると、手続きに係る手数料が高いことが知られているが、この点において、GCC商標法は加盟国内の商標手続きや運用の統一を目的とする一方、手数料に関しては、加盟国毎に柔軟な採用ができるようになっている。

GCC商標法実施規約第40条により手数料リストが規定されているが、同法においては、リスト以外の手数を課すか否かの決定を各加盟国の裁量に任せている。また、同規約では手数料の通貨はサウジアラビアリアルで規定されているが、これらの額は、同価値の各加盟国通貨に置き換えが可能だ。言い換えれば、各加盟国はリストにより規定された手数料を採用する義務を負わない。

今までGCC商標法を実施してきた加盟国においては、結果的に手数料は著しく増加した。以下に手数料変更の例を示す。

クウェート：同国でGCC商標法が2015年12月に実施された際、同時に新しい手数料が導入され、表1のとおり、大幅な増加という結果になった。もともと同国における手数料は元々著しく低かった。

表1 クウェートの手数料（抜粋）

	旧料金 (USD)	新料金 (USD)
商標登録料（出願から登録まで）	≈ 80	≈ 1,033
更新料	≈ 18	≈ 1,033
異議料	≈ 18	≈ 313

バーレーン：2016年5月のGCC商標法実施に合わせ、新たな料金表が明らかになった。表2のとおり、大幅な増加となっている。

表2 バーレーンの手数料（抜粋）

	旧料金 (USD)	新料金 (USD)
商標登録料（出願から登録まで）	≈ 320	≈ 1,725
更新料	≈ 160	≈ 1,460
異議料	≈ 55	≈ 530

サウジアラビア：同国における最近の手数料の変更は、GCC商標法発効に合わせた2016年10月1日であった。しかしながら、同国における手数料の変更は、全ての料金を見直したクウェー

トやバーレーンとは違い、例えば、増加したのは登録料のみで、申請料と公告料は据え置かれた（ただし、公告料に関しては、実施規約で定められた額よりも高い）。同じく、更新時の申請料も増加したが、その他の更新に関わる手数料は増加しなかった。表3に例を示す。

表3 サウジアラビアの手数料（抜粋）

	旧料金 (USD)	新料金 (USD)
商標登録料（出願から登録まで）	≈ 1,870	≈ 2,400
更新料	≈ 1,600	≈ 1,735
異議料	0	≈ 500

今後、その他の加盟国が実施規約どおりの手数料を採用するかどうかは興味深いところだが、特に世界で最も高水準の手数料を課しているUAEにおける同法の実施が注目される。

## 7. おわりに

特に貿易方針において多くの共通事項があり、商標権者が地域全体で商標権を保護したいと望んでいる同地域において統一商標法が整備されることは、一般的には前向きな進展であり、これにより権利者は加盟国横断的な保護を享受できる。同法では本稿で紹介したとおり、全加盟国における商標権の登録可否、登録、エンフォースメントに関する条項がまとまった章が整備されている。

しかしながら、GCC商標法では、残念ながら一回の申請で全加盟国を保護できる仕組み（単一登録制度）については規定されていない。権利者は引き続き、加盟国毎に商標の申請と登録を行うことになる。同法により全加盟国において規則や手続きが統一されることは、同地域における権利者のポートフォリオ管理に役立つのは間違いないが、単一登録制度を実施しないことは、国毎に高水準の手数料が課されることを意味し、権利者のGCC地域における商標保護に

において、著しい予算増加を招くことになる。これは、特にUAEやサウジアラビアを始めとする巨大市場や、その他の小市場を持つGCC国において商標保護申請の選択を制限してしまうことになりかねない。そんな中、GCC商標法は、将来の単一登録制度実施を含めた完全な統一制度に向けた第一歩になったといえまいか。

異なる加盟国におけるGCC商標法整備方針の実施に伴い発生し得るチャレンジとしては、同法の運用実施と解釈が挙げられる。各加盟国は、自国の裁判所や商標の専門機関を有しており、全加盟国の裁判所に同じやり方で同法の実施や解釈を求めるのは課題がある。許容度や専門レベルは、国毎に大幅に多様化する可能性がある。

上記のような課題はあるが、GCC商標法では様々な重要な進展が見られる。例えば、著名商標を検討する際の基準、トランジット物品差止の可能性、税関における類似商標の保護、裁判所による損害算定規則、侵害物品の製造元や目的地等に関する詳細な情報を入手できる可能性など多岐に渡る。

しかし、このように賛否ある中で、GCC商標法に対する本当の評価は、加盟国の関係当局や裁判所による同法の導入を待つことになろう。同法はまだ新しく、現時点での評価は早計であり、今後の注視を要する。

## 注 記

- 1) <http://www.gcc-sg.org/en-us/AboutGCC/Pages/OrganizationalStructure.aspx>
- 2) <http://www.gcc-sg.org/en-us/CooperationAndAchievements/Achievements/EconomicCooperation/TheCustomsUnion/Pages/Objectives.aspx>
- 3) <http://www.gcc-sg.org/en-us/CooperationAndAchievements/Achievements/EconomicCooperation/TheMonetaryUnionandtheSingleCurrency/Pages/ConceptandOutset.aspx>
- 4) GCC tries to persuade UAE, Oman to join

- currency talks-Arab Talks 29.6.2014  
<http://www.arabnews.com/news/593931>
- 5) <http://www.gcc-sg.org/en-us/CooperationAndAchievements/Achievements/EconomicCooperation/CooperationinTrade/Pages/Achievements.aspx>
- 6) Resolution of the Supreme Council, 7th session, December 1986
- 7) Resolution of the Supreme Council, 12th session, December 1991
- 8) Resolution of the Supreme Council, 14th session, Riyadh, December 1993
- 9) Resolution of the Supreme Council, 23rd session, Doha, December 2002
- 10) Resolution of the Supreme Council, 23rd session, Doha, December 2002
- 11) Resolution of the Supreme Council, 26th session, Abu Dhabi, December 2005
- 12) Resolution of the Supreme Council, 33rd session, Manama, December 2012
- 13) Resolution of the Supreme Council, 31st session, Abu Dhabi, December 2010
- 14) <http://www.gcc-sg.org/ar-sa/CooperationAndAchievements/Achievements/EconomicCooperation/CooperationintheFieldofIndustry/Pages/Achievements.aspx> (アラビア語)
- 15) Achievements of GCC:  
<http://www.gcc-sg.org/ar-sa/CooperationAndAchievements/Achievements/EconomicCooperation/CooperationintheFieldofPatents/Pages/OutsetandObjectives.aspx> (アラビア語)
- 16) WAM Emirates News Agency, Report: GCC: 35 Years of cooperation (アラビア語)  
<https://www.wam.ae/ar/report/emirates/1395295940865.html>
- 17) WAM Emirates News Agency, Report: GCC Session 36: the march of the GCC continues to entrench the principle of joint action (アラビア語)  
<https://www.wam.ae/ar/report/arab/1395288967600.html>
- (Webの参照日は全て2016.12.12)
- (原稿受領日 2016年12月13日)

